

2018 年度 DRP 検討委員会
第 6 回会議 議事録（案）

日時： 2018 年 11 月 21 日（水） 15:30～17:11
場所： JPNIC 会議室

1. 議題

1. 裁定の評釈集および手引書等における編集方針および 2018 年度中の今後の予定
2. その他-

2. 資料

資料 1 2018/09/12 開催、DRP 検討委員会および JP-DRP 裁定例検討専門家チームによる合同
会合議事録案（事務局作成）

3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合法律事務所 弁護士

JPNIC 事務局：前村 昌紀、藏増 明日香

4. 議事

15時30分に2018年度DRP検討委員会委員長井上氏により開会された。

1. 裁定の評釈集および手引書等の編集方針、今後の予定について

1-1. 2018年度中の作業予定および2019年度の活動見込みについて

- 評釈集を作ることが一番のタスク。手引書の改訂についてはどうするか？手引書、この10年間のプラクティスの進捗を踏まえたものとして改訂するという。評釈における書式の統一や用語の統一が必要。
- WIPO Overview 3.0に関する解説資料は今回は作成しない。参考になる部分もあるが、当り前のことを言っているだけの箇所も多く、また、原文の趣旨が不明確な箇所もあることが理由。
- DRP 検討委員会と裁定例検討専門家チームの位置付けについて。検討委員会は2018年度検討委員会として活動してきた。裁定例検討専門家チームは2017年度の専門家チームを延長して活動していることになっている。2017年度裁定例検討専門家チームをどこまで継続するのか？
- 現在の作業で2017年度裁定例検討専門家チームの活動は終了するというのでよいのでは？
- 手引書については、どのようになるか？
- 評釈集は今年度の作業。手引書は、評釈作業により洗い出された課題や問題意識を反映させて手引書を作成することなので、来年度の作業になるということかと思う。
- 2019年3月末日までに評釈集を作成し、手引書は次年度の課題ということで問題ないか？
- 問題ない。(JPNIC)

- 評釈集の発行者について。評釈作業に参加した人の名前を出すことになるので2017年度裁定例検討専門家チームの名称で発行するのが自然かと思われる。
- 手引書の作成は検討委員会で行うのか、あるいは専門家チームを作成して専門家チームで扱うのか。
- 現在、評釈作業に参加して経験を積まれた方に協力をお願いした方が良いと思う。また、評釈集と手引書の作成以外に、評釈や WIPO Overview 3.0 の解説を通じて得られた問題点に関する提言を検討委員会としてまとめてはどうか。手続きの電子化に関する提言、規則改定に関する提言も行い、それらを次年度に引き継ぐということではどうかと思う。また、そこまで今年度に済ませないとまとまりがつかない。提言を受けて次年度の活動につながる。次年度の活動は、手引書の作成、規則の改定、手続きの電子化といったところかと思う。評釈集は裁定例検討専門家チームの成果物。検討委員会の成果物は提言、ということ。
- JIPAC/JPRS/JPNIC の三者で12月に三者協議を開催する。そこで現在の状況について報告予定。パネリストに任期を設ける作業を現在進めている。2015年に弁理士8名をパネリスト候補者として追加した。ただ、これまではパネリスト候補者について任期の定めがなかった。現在のパネリスト候補者については2019年の3月に一旦任期を区切ることを考えている。パネリストの補充も必要かと思う。電子化についてはUDRPとJP-DRPを比較する資料を作成中。
- パネリスト候補者の選定については現在条件がない状態。ダイバーシティや年齢に配慮は欲しいと感じる。パネリスト研修なども必要。
- 評釈を修正した上での提出期限は1月10日（木）までに提出してもらうこととする。その後検討委員会を開催する（この検討委員会会議は事実上編集会議を含むため、2019年1月30日（水）の午後3時から3時間を見込む）。

1-2. 評釈集のフォーマット等について

- 各評釈のフォーマットについては重要判例解説（有斐閣）のスタイルを参考にする。
- 前回の評釈集においては、裁定に関する論点（テーマ）を設けているところがあるが、そうした必要はあるか？
- 前回の評釈集においては第6章に裁定の具体的な検討が申立番号順に並んでいるだけなので不要ではないか。

⇒評釈におけるテーマ別の分類は不要とするとの結論。

- 複数の事案を「解除に関する案件」等として取り上げて評釈したケースがある。
その場合は複数事案が含まれるので、どのように扱ったら良いか？
- 解説部分は複数事案についてまとめて書かれており、また、まとめて書くことに意味があるので、分割するのも難しいように思われる。申立番号が一番若い事案を基準にするしかないのではないか。
- 「X」「Y」の表記はどうか？申立人がX、被申立人がY、その他はABCといった記載が一般的。
- 紛争対象のドメイン名はそのまま記載する（伏せる必要はない）。
- 引用した場合に「申立人は」となっている箇所についても「Xは」とするのか？
- 会社名などが出てくる場合、そこを「X」としてしまうと紛争対象のドメイン名に含まれる文字列との類似性に関する話の流れが理解しにくくなってしまっているのではないか。
⇒申立人の名前や登録者の名前について匿名化処理はせず、そのまま使っても良いとの結論（X/Y処理、匿名化処理はしない）
- 事実の概要の書き振りについては、重要判例解説やジュリストの判例評釈でも個性は出るので、止むを得ない。ただし、事実の概要をまとめる際に当事者に関する記載を中心にしない方がよい。
- 判断例の書き方も差が出る。当事者を中心にまとめることはせず、事実に関する内容の中で当事者の紹介があるということにする。
- 裁定後に出訴があり、裁判所で判決が出ている事案について判決の判旨に関する記載はどうか？事実の概要に書くのか？
- 解説に「その後の展開」として書くのが良いのではないか。事案の概要については飽く迄も JP-DRP に基づく申立てに関する事実関係。
JP-DRP に基づく手続きは裁定を下すところまで。裁判所では判断における要件も JP-DRP とは異なるので。
⇒裁判例については「なお書き」で解説の中で引用等しながら触れることとする。
- フォント等まで統一されたフォーマットがあった方が編集時の作業が楽になる。
- Word ファイルで、フォーマットの項目は「事実の概要」「裁定要旨」「解説」。数字は算用数字で。最初に裁定結果「移転」「取消」を書く。
- 締め切りを早めに連絡し、フォーマットは後から月末までに追って送ることに

する。皆が統一されているということは非常に重要。

- 参考文献や WIPO 資料の引用に関する記載についてはどうするか。脚注にするのか本文中に記載するか？

⇒前回の例に倣い、脚注とする。

- WIPO の判断を引用する際は、記載は「WIPO」に統一する。JP-DRP に基づく裁定で類似の判断例について記載する際は申立番号「JP 20●●-●●●●事件」と記載する。

- その他、疑問があれば各自メーリングリストで共有してもらう。

- 評釈とは別に、評釈の前に何か全体を概観したようなものは作らないか？そうしたものがあつた方が全体の見通しがよくなる。

⇒井上委員長が作成し、ドラフトを 1 月 30 日の DRP 検討委員会までに用意する。

2. その他

なし。

以上をもってすべての議事の検討が終了したため、会議は DRP 検討委員会委員長の井上氏により 17 時 11 分に閉会された。

以上